

入院の手続きについて

入院当日は、入院される診療科の外来窓口、または1階⑥番・入退院窓口へお越しください。

当日お持ちいただく書類などは次のとおりです。

また、時間外や休日に入院された方は、翌開院日に提出をお願いします。

- ① マイナンバーカードまたは資格確認書、各種受給者証（高齢者・身障者・乳幼児・ひとり親・難病特定疾患・障害者自立支援・生活保護医療券など）
- ② 入院保証書
- ③ 入院履歴の確認書
- ④ 限度額適用認定証・標準負担額減額認定証（該当する方）
- ⑤ 入院される患者様へ（小児科入院時は不要）
- ⑥ 診察券（IDカード）
- ⑦ 直近1年以内に他医療機関で合わせて3ヶ月以上入院されていた方は、領収書をお持ちください（入院診療費が多数該当となり、軽減される場合があります）



【マイナンバーカードまたは資格確認書の確認について】

医療費の請求をさせていただくうえで患者様の負担割合を決定するために大変重要なものです。

入院時・退院時および毎月初めに確認させていただきますので必ずご持参ください。

- **マイナ保険証をお持ちの方**：入院時・退院時、毎月の入院費支払い前に、カードを「読み取り機」にかざしてから、6番窓口へ来てください。併せて公費医療受給者証を確認させてください。
- **マイナ保険証をお持ちでない方**：入院時・退院時、毎月の入院費支払い前に、**資格確認書**および**限度額認定証、公費医療受給者証**をご提示ください。

健康保険や公費受給者証等に変更があった場合は、速やかにお知らせください。

交通事故や労働災害での治療は、原則、健康保険が使用できませんので事前にお知らせください。

【入院保証書について】

入院保証書の保証人は、同一世帯以外の成人の方で入院にかかる一切の経費について支払い能力のある方をお願いします。

【各種証明書や診断書の申し込みについて】

生命保険などに加入されている方で証明書や診断書の作成が必要な方は、退院日以降に1階⑥番入退院窓口へお持ちください。作成には時間を要しますので出来上がりましたらご連絡いたします。費用につきましては、書類をお渡しするときにお支払いください。

【駐車場について】

当院の駐車場は、外来患者様および来院者用の駐車場となっております。
盗難や事故防止のため、入院される方の駐車場の利用はご遠慮ください。

入院費の支払い方法について

- 同月に入退院される方は、退院日当日に請求書を発行しますので退院時にお支払いください。

入院費用の概算は、あらかじめ退院前にお知らせすることができます。

病棟看護師または1階⑥番・入退院窓口でお尋ねください。

- 月をまたいで入院される方は、月末で締め切り翌月 10 日過ぎに前月分の請求書を病室へお届けします。お手元に届きましたら、5 日以内にお支払いください。

病室に不在の場合または病状により意思の疎通が十分に図られない患者様におかれましては、

請求書を床頭台引き出しの中に入れておきます。

- 毎月の請求書をご自宅等へ郵送することや指定された連絡先へ電話でお知らせすることができます。

1階⑥番・入退院窓口へお申しでください。

- 入院中に資格確認書や公費受給者証の記載内容に変更があったり資格を失った場合は、

すみやかに1階⑥番・入退院窓口へお申しでください。

資格喪失後に健康保険を使用した場合は、後日診療費の全額を請求することになりますので

ご注意ください。

- 医療費の支払いには、各種クレジットカード（DC・VISA・Master・JCB）またはデビットカードが

利用できます。

また、1階のコンビニエンスストア内にはATMがあり、各種銀行のカードが利用できます。



- 医療費に関してご質問やご不明な点がございましたら、1階⑥番・入退院窓口までお問い合わせください。



入院費のお支払いに伴うご案内

【高額療養費 限度額認定証（70歳未満の方）】

- マイナ保険証をお持ちの方：下記の手続きは不要です。
- マイナ保険証をお持ちでない方：加入されている医療保険の保険者に事前の申請が必要です。
申請すると「健康保険限度額認定証」が交付され、1ヶ月の入院医療費が一定の金額にとどめられます。

■ 申請場所

- ・国民健康保険の方…お住まいの市町村（国民健康保険係）
- ・協会けんぽの方…全国健康保険協会（北海道支部）
- ・共済、組合健保、その他の方…共済事務所、組合窓口、または勤務先



■ 申請に必要なもの

- 申請書（各申請場所の窓口にあります）、印鑑、健康保険証

【高額療養費制度】

1ヶ月に支払った医療費を一定額以上負担した場合に払い戻される制度です。

■ 申請場所

- ・国民健康保険の方…お住まいの市町村（国民健康保険係）
- ・協会けんぽの方…全国健康保険協会（北海道支部）
- ・共済、組合健保、その他の方…共済事務所、組合窓口、または勤務先

■ 申請に必要なもの

- 申請書（各申請場所の窓口にあります）、印鑑、健康保険証
- 入院診療費領収書、通帳

【食事負担額 減額制度】（標準負担額減額認定証）

市町村民税非課税世帯の方が対象で、食事負担額が区分により減額されます。

- マイナ保険証をお持ちの方：下記の手続きは不要です。
- マイナ保険証をお持ちでない方：加入されている医療保険の保険者に事前の申請が必要です。

各種認定証は、交付されるまでに時間がかかる場合があります。
交付されましたら早めに1階⑥番・入退院窓口に提示してください。
なお、入院した月の翌月に提示があっても適用とならない場合がございますのでご注意ください。

他医療機関への受診について



- 当院に入院中の患者様は、主治医に相談することなくご自身の判断により、外出・外泊中に他医療機関を受診したり、ご家族の方が投薬を受けるために受診することはできません。
- 入院患者様の管理は、入院している医療機関が行うことになっています。
そのため、保険診療上で他医療機関が行える診療内容には制約があります。
- 主治医の判断により、他医療機関への受診をお願いする場合には、【当院に入院中であることをお知らせするお手紙】を持参しなければなりません。
- 他医療機関への受診が必要な場合は、事前に主治医または看護師へご相談ください。



無料低額診療事業のご案内

- 【無料低額診療事業】とは、社会福祉法第2条第3項に基づき、経済的理由により適切な医療等を受けられない方々に対し、安心でより良い治療を受けていただくために、無料または低額で診療を行う事業です。
- 利用対象者は、当院で治療を受けている方で、経済的な理由により医療費の支払いが困難な方です。
- 1階コンビニエンスストア横の相談センターで、医療ソーシャルワーカーにご相談ください。
無料低額診療事業の対象になるか事情をお伺いします。
- 対象となる医療費は、当院での診療費に限ります。調剤薬局でのお支払いは対象外です。
- 無料低額診療事業の基準を満たしているかどうかを判断するため、収入明細書などの提出が必要となります。
- 無料低額診療事業の対象とならなかった方には、高額療養費制度や分割での支払いを紹介します。

患者相談窓口のご案内



- 当院では、患者さまやご家族さまからのあらゆる相談に幅広く対応するために、専任の担当者が無料で相談をお受けします。
- 看護師、医療ソーシャルワーカー、管理栄養士、医療安全管理者などがお話を伺いし、その内容に応じて適切な部署や職種と連携を取りながら、問題解決に向けて対応させていただきます。
- 相談されたことや苦情などの申し立てにより、不利益を受けることはありません。
また、問題解決のため以外に、相談内容や個人情報を他に提供することはありません。

【相談内容について】

- ・ 治療についての不安や疑問
- ・ 生活や退院後の不安や疑問
- ・ 入院生活における不安や疑問
- ・ 医療費や経済的な相談
- ・ 医療制度や社会福祉制度の相談や疑問
- ・ 療養場所や介護の相談や疑問
- ・ 希望の医療機関受診のためのセカンドオピニオン
- ・ 医療情報の提供や開示
- ・ 職員の対応など
- ・ どこに相談してよいかわからないこと など

相談場所 : 1階 相談センター
(コンビニエンスストア ローソン横)

相談時間 : 月曜日～金曜日 (土・日・祝日を除く)
8:30 ~ 17:10

電話番号 : 0167-23-2181 (代表)